

第 4 8 0 回（定例）福崎町議会会議録

平成 3 0 年 9 月 2 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 3 0 年 9 月 2 6 日、第 4 8 0 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	松 岡 秀 人	8 番	山 口 純
2 番	柴 田 幹 夫	9 番	牛 尾 雅 一
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	北 山 孝 彦	1 1 番	小 林 博
5 番	前 川 裕 量	1 2 番	石 野 光 市
6 番	河 嶋 重 一 郎	1 3 番	城 谷 英 之
7 番	木 村 い づ み	1 4 番	高 井 國 年

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋 本 省 三	副 町 長	尾 崎 吉 晴
教 育 長	高 寄 十 郎	上下水道事業管理者	近 藤 博 之
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	福 永 聡
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	岩 木 秀 人
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可をいたします。
1番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。
質問の項目は

- 1、ごみ処理施設建設計画について
 - 2、学校教育の環境整備について
 - 3、観光振興の取り組みについて
- 以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 皆さんおはようございます。議席番号9番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、ごみ処理施設建設計画についてでございます。

先の6月議会でも質問をさせていただきましたが、神崎郡3町の合同のごみ処理施設建設計画について、引き続きお尋ねしたいと思います。

この計画については、各町で住民の方々の関心が非常に高く、建設候補地がどこに決まるのかといったことはもちろんですが、その施設設備の内容がどのようになるのか、また、日常生活や自然環境に何か影響はあるのか。ごみの分別や収集などのルールが変わるのかといったことなど、さまざまな声を聞きます。こうした住民の方の不安や期待の声に応えていただくため、しっかりとした建設計画を進めていただきますようお願いを込めましてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、6月議会後の進捗状況について確認をしたいのですが、7月20日に私も参加させていただきました丹波市クリーンセンターの視察では、事務局としてどのような成果が得られましたでしょうか。また、参加された各町自治会の方の反応はどのようなもので、その後の候補地の動向に何か影響はありましたか、お尋ねをいたします。

住民生活課長 7月20日に行いました丹波市クリーンセンターの視察につきましては、最新のごみ処理施設がどんなものかというのを各地区の方に見ていただくことが目的でございましたので、神崎郡3町で考えております同規模程度の最新の施設を見ていただいたのは成果と考えております。

参加された方の感想につきましては、特には伺ってはおりませんが、臭いなどもなく、きれいな施設だと感じていただいたと思っております。

その後の候補地の動向につきましては、今のところ特に伺ってはおりません。

牛尾雅一議員 わかりました。

それでは、次に計画案は国・県の補助金、交付金の対象の事業だと認識をしておりますが、これは環境省の循環型社会形成推進交付金を活用されるということでしょうか。また、その場合、循環型社会形成推進交付金の採択要件はどのような内容でしょうか。また、その他に活用できる補助金、交付金はあるのかをお知らせいただきたいと思います。

住民生活課長 国の交付金につきましては、議員の言われますとおり循環型社会形成推進交付金、こちらのほうを活用いたします。

この交付金の採択要件につきましては、対象地区の人口が5万人以上、または面積が400キロ平方メートル以上となっておりますが、神崎郡3町ではどちらの要件も満たしてはおりません。しかしながら、特例措置としまして山村地域を含む場合は、面積・人口にかかわらず対象とされておりまして、神河町、

市川町で山村地域に該当するところがございますので、交付金の対象ということになっております。

また、その他にも焼却施設の場合は、エネルギー回収率が10%以上必要等がございます。

あと、その他の補助金、交付金等でございますが、特に活用できる補助金等はないということでございます。

牛尾雅一議員 わかりました。

次に、環境省はいわゆる3R、リデュース（再生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進されておりますが、計画案はその方向に合致していますか。

住民生活課長 現在のごみ処理につきましても、3Rを推進しながら行っております。当然、新しいごみ処理施設建設に当たりましても、計画策定の中で3Rの推進について記載をし、施策を進めていくこととなります。

牛尾雅一議員 それでは次に、計画案の全体の事業費はどれほどで、補助対象事業費と地元単独事業費の割合なりを現時点で把握されておられることがありましたら、その事柄についてお知らせ願いたいと思います。

住民生活課長 具体的な施設の整備内容はまだ決まっておりませんので、全体事業費は出ておりません。国の補助になります。先ほどの交付金につきましても、補助率は3分の1、残りの90%が起債対象ということになってございます。

牛尾雅一議員 それでは、その次に、一般的にごみ処理施設の運営につきましても、施設設備の運転費用、燃料代とか人件費その他の諸経費、また修繕費用が各町の財政を圧迫するということも聞くんですが、計画案は各町財政状況を勘案して長期的な視点でランニングコストにというようなことを試算をされておるのでしょうか。

住民生活課長 先ほども申しましたが、まだ全体の事業費とも決まっておりません。ですので、そういったところまでまだ試算はしていないところではございます。ただ、くれさかクリーンセンターや中播北部クリーンセンターの運営状況から試算は可能かとは思っております。

牛尾雅一議員 まだいろんなことの検討中ということなんで、その計画中の処理方法もまだ検討中ということでしょうか。

住民生活課長 可燃ごみ処理施設、それから不燃・粗大ごみ処理施設、それと資源ごみ処理施設を設置する計画とはしておりますが、具体的な処理方法につきましてはまだ決まっております。今後策定をいたします施設整備基本計画の中で決めていくこととなります。

牛尾雅一議員 わかりました。

それでは、ごみ処理施設につきましては幾つかの処理方法があると私もちょっと勉強もしたんですが、近年は技術革新というんですが、技術開発が進みまして、現行で採用数の多い焼却法他に、以前から言われていました炭化法、また最近では亜臨界法が注目を集めておると聞いております。また導入事例もあるということでございます。特に、亜臨界法につきましては、環境面、ダイオキシンに関して、それからコスト面、設備費、維持管理費等が焼却法に比べるとはるかにすぐれていると思われるんですが、どのように理解をされておられますでしょうか。

住民生活課長 新しい技術もございますが、先ほど申し上げましたが処理方法についてはまだ何も決まっております。ごみ処理方法につきましては、提案をいただきました処理方法も含めまして他市町での導入事例も参考に環境面、それから経済性

などを見ながら検討していくことになります。

牛尾雅一議員 私はインターネットで亜臨界というものを理解しようと思ひまして、インターネットのページを開いたんですが、いまいち難しくてよくわかりません。博識の町長さんはいろんなことに精通されておりますので、どのように現段階で理解をされているのか、お聞きしたいと思います。

町長 ごみ処理施設等々を含めまして、技術的な面は日々革新というんでしょうか、技術力が上がっております。そういった意味から言いますと、今のくれさかクリーンセンター、それから中播衛生施設、これら等は当時同時にそういう計画を立てさせていただき、同時に動いているといったような形をとらせていただきました。非常に財政面でも厳しかったというところでありますけれども、しかしながら行政としてはしなければならないものはしなければならないといったような形です。

また、くれさかにおけるクリーンセンターの流動床の方法は特に当時では溶融炉等々を含めた形の中でのそういったような形の分野が言われておりまして、環境面に配慮した中におきます分野で選ばさせていただいたというところであります。

担当課長が申しておりましたように技術革新が非常に日進月歩の時代でありますので、それら等見きわめながら計画を立てていきたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。それぞれの処理方法でメリットなりデメリットはいろいろあると思いますが、3町の住民の方にとって最もふさわしい処理方法を研究、また採用していただきますよう要望したいと思います。

次に2点目でございますが、学校教育の環境整備についてでございます。この夏の記録的な猛暑に加えて、台風や地震等の自然災害が頻発しましたが、そうした中で学校教育施設において児童の生命が失われるという痛ましい事故がございました。6月には大阪府北部地震により大阪府高槻市で公立小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学4年生の女児が亡くなりました。また、7月には愛知県豊田市で校外学習からエアコンのない教室に戻った小学校1年生の男児が熱中症で亡くなりました。これらの事故を受け、児童の生命を守ること、安心安全な教育環境づくりが公教育の喫緊の課題となっていると思っております。

そこで、学校教育の環境整備についてお尋ねをしたいと思います。

福崎町の今年の夏は、最高気温が38.8度を記録し、今や全国的に見ても気温が高く、暑い町として有名になりつつありますが、福崎町における今年の夏の6月、7月、8月の気象庁の高温注意情報の発令状況はどのようなものになっていたか、お知らせ願いたいと思います。

学校教育課長 高温注意情報は、最高気温が35度以上になることが予想される場合に気象庁が発表し、熱中症への注意を呼びかけるものです。前日の17時過ぎに地方単位の情報、また当日の5時過ぎから17時ごろまでは府県単位の情報が発令されるものとなっており、気象警報などのように福崎町に対して市町単位で発令されるものではないため、厳密には把握できないものでございます。

福崎町を含む近畿地方、または兵庫県におけるこの夏の発令状況とした場合、6月では2日間、7月では23日、8月では26日でございました。

牛尾雅一議員 ただいまの答弁をいただきまして、改めて今年の夏は猛暑といいますか、酷暑だったというように思いました。こうした猛暑や異常気象が教育の現場にもたらす影響はどのようなことが考えられますか。

学校教育課長 児童生徒の中で集中力を欠いてしまったり、また体温調整ができなくなった場合に熱中症などの体調不良を起こすおそれがあると考えております。

牛尾雅一議員 今、その報告をいただきましたように児童生徒、または教職員の方の健康管理というんですか、この6、7、8月、熱中症の症例は出たんでしょうか。

学校教育課長 熱中症の初期症状と思われる体調不良を教職員が察知したり、または児童生徒本人が訴えたりするケースはございました。熱中症の症状などがある児童生徒に対しては空調のきいた保健室にて休憩をとったり、水分補給など早目早目の適切な対応を行いまして、この夏におきましては熱中症として重症化するようなことはございませんでした。

牛尾雅一議員 軽い症状はあったということの報告でございました。ということで、大したことはなかったと思うんですが、軽いながらもそういう症状があったということで、今後ますます警戒というんですか、注意をしていただく必要があるのかとも思います。

続きまして、授業とか部活動など学校における熱中症対策はどのような対策を講じられておりますか。

学校教育課長 児童生徒には炎天下での活動を控えるようにし、小まめに水分補給を行うよう指導を行い、また教室では扇風機を設置して対応させていただきました。また、部活動では、休憩時間を多くしたり、さらに短いスパンで入れるようにして、水分補給を小まめに行うようにしたほか、保健室では常時冷房を入れて、体調不良時における迅速な対応ができるように配慮いたしました。

牛尾雅一議員 適切にしていっているというようにわかりました。

続きまして、その中学校の部活動でございしますが、この夏の高温ということもありまして、兵庫県は9月に県内公立中学校・高校の運動部活動の指針を定めましたいきいき運動部活動の改訂版を発表されましたけれども、これを今後の教育活動にどのように反映をされていかれる計画なのでございましょうか。

学校教育課長 兵庫県のいきいき運動部活動を基本にいたしまして、部活動の郡内等の試合等も考慮いたしまして、神崎郡内で協議を重ねて、本町としての運動部方針を策定してまいります。

牛尾雅一議員 3町でよく交流試合とかもあるということですので、よく相談していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

地球の温暖化が進みまして、日本が亜熱帯化しているというふうな研究の結果もあります。そのような状況を踏まえますと、暑さに耐えるというんですかね、辛抱する、また打ち勝つといった精神論、また根性論だけではなくて、子どもたちの命を最優先に考えるべきと考えます。近年、特に気温が非常に従来よりも高くなっているということを踏まえまして、小中学校のエアコンの設置状況について9月現在の設置状況はどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

学校教育課長 町内の小中学校におきまして、エアコンがあるのは各学校のコンピューター室、保健室、職員室、校長室及び中学校の教育相談室等となっております。

牛尾雅一議員 今、町内の設置の状況を報告していただきました。そうしますと、県内の他市町のエアコンの設置の取り組みについて、動向を教えていただきたいと思います。

学校教育課長 県下では小学校教室の数でいいますと約61%、中学校の教室では約62%がエアコン整備済みとなっております。県下41市町中では13の市で普通教室の設置が100%となっております。そのうち7市では特別教室を含めても100%となっております。これは、阪神間を中心に教室の数の多い市で整備が

進んでいるため、整備率が高くなっているという状況だと思っております。エアコン設置の取り組みにつきましては、普通教室については整備済みでない残りの28市町全てが整備を行っていくという方向で検討されていると把握しております。

牛尾雅一議員 小中学校の校舎の大規模改修計画をつくっていただいております、そのときに一緒にエアコンの設置を検討されておられると思うんですが、その大規模改修の計画の内容とスケジュールについて説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長 昨年度は学校施設等長寿命化計画策定に向けた調査業務ということで、専門家による校舎の現地調査を実施させていただきました。引き続いて今年度は長寿命化計画策定業務を発注させていただいております、また学校施設長寿命化計画策定検討委員会を組織いたしまして、議員の方、また学校関係者も参画いただいて、町内全6校の長寿命化改良事業の学校ごとの概要や事業費、スケジュールを検討してまいります。

牛尾雅一議員 そうしますと、6校全ての長寿命化が終わるのは、すなわち全ての校舎にエアコン設置が済むというのは、いつごろの、あと何年ほどかかるんでしょうか。

学校教育課長 そのあたりはまさしく今年度検討してまいることになります、事業費等が出ておりませんので、今のところはちょっと出てきておりません。

牛尾雅一議員 数年かかるというふうに思うんですが、それで大体は合っとなるんでしょうか。

町長 これら等、教育委員会のほうで策定をしていただくというような形で動いておるわけでありすけれども、最終的には町長部局というような形になってまいります。財政計画も立てなければならぬと。そういったような中で、数年でこれら等が全部できるといったような形にはならないと私自身はそうように思っております。

牛尾雅一議員 文部科学省が2019年度の予算の概算要求におきまして、エアコンの設置を対象とする補助事業を拡充する方針、2018年度予算の3.5倍を報道で見たんですが、こうした子どもたちの命を最優先するということを考えますと、こうした国庫補助金を活用して、来年の6月までにエアコンの早期の設置は検討できないものでございましょうか。

学校教育課長 議員の言われますように、2019年度、来年度の予算概算要求が国のほうで行われておりますが、現在のところはあくまで2019年度の4月以降、国の交付決定を受けてから入札、工事着工と進む手順となっており、来年の夏までにエアコンが設置できるスケジュールとは現時点ではちょっと難しいような状態かと思いますが、来年の夏までの早期設置に向け、国の動向を注視しつつ要望してまいります。

牛尾雅一議員 学校施設の長寿命化による大規模改修計画事業でエアコンを設置していただくのと、先ほどの交付金事業でエアコンを設置していただく場合とでは費用というんですかね、総事業費なり補助金額なりどれくらい見込まれ、どれくらいの差があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

学校教育課長 現在、学校施設の空調施設に係る実施設計につきましても発注中でございますが、現時点においては事業費までの算出ができておりませんので、総事業費は把握できておりません。

長寿命化改良事業と大規模改造事業の空調設備という2つの事業との比較になりますが、いずれも交付金事業でございまして、国交付金の割合はいずれも3分の1の事業となっております。残り3分の2の一部に起債を起こすことができますが、国交付金に起債事業における後年度の交付税算入を加えた町としての実質負担割合を比較いたしますと、国が設定する算定基礎額ベースでござい

ますが、長寿命化改良事業では約4分の1、大規模改造事業空調設備では約半分の実質負担となっておりまゐります。

牛尾雅一議員 今年の夏の酷暑というのの対応といたしまして、宍粟市などでは9月補正予算を組まれて、来年の6月までに全普通教室にエアコンを設置するというようなことを報道で見ました。また、姫路市教育委員会は約1週間前のこの9月18日に市立の小中学校、幼稚園139校園の教室とか保育室、計1,719教室にエアコンを設置すると新聞紙上で発表されています。

ただ今の答弁でその大規模改修の際のエアコン設置と国の交付金事業での設置では大分差額があることが今の答弁でわかりました。しかしながら、今日、私たちの生活環境、また気象状況を考えますと、夏にエアコンの中での生活は当たり前となっておりますし、また熱中症にならないためエアコンを利用してくださいというふうな報道もされる時代でございます。子どもさんを持たれる家庭が安心して学校に子どもさんを送り出せるエアコン設置というものは、今日、町内の子どものさんを持たれる全世帯の方々の希望といえますか、要望でもあるんではないかと、そういうような声を多く聞くんです。

福崎町におきましては、学校教育に対しましていろんな点で近隣の市町よりも力を入れていただいておりますことに常々感謝を申し上げます。その点からもエアコン設置につきましては、いろいろ財政的なことも重要なんですが、そこらを考えていただきまして、皆さんのお声ですので、早期の設置を願うんですが、町長のお考えをお尋ねいたします。

町 長 今回の自民党総裁選挙におきます分野で安倍氏と石破氏が話をされました。その中における発言として、安倍氏が来年の夏までに全国の小中学校、空調設備全部整えます、こういう発言があったわけでありましてけれども、物理的にそんな無理なことはできません。ということになりますと、福崎町も計画に合わせたような形の中でその手順を踏みながら求めなければならないという形になるろうかと思われまゐります。

本年1年かけまして、小学校1、2年、また中学校3年の空調設備における施設整備の計画を今、立てておる最中でありましてけれども、これら等含めまして、それら等が済んだ後には今度、小学校3、4年と、そういったような形の中で、もしかすれば国の動向等々を含めまして小学校の3年から6年と中学校の1、2年といったような形が一気に進むかも知れません。それら等は国の動向等々に注視しなければならないわけでありまして、それら等を踏まえた形の中で計画を立てていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、長期の計画でありましてけれども、それら等財政を見ながらきちっとしたような形の中で整備をしていきたいというふうに思っております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。

続きまして、今回、危険ブロック塀というんですか、子どもさんが亡くなったということもありまして、福崎町における危険ブロックは委員会で福崎小学校のところということもお聞きしたんですが、それ以外の構造物の点検とか安全状況をお知らせいただきたいと思ひます。

学校教育課長 まず、町内の学校施設の建築物レベルでは耐震工事は既に完了をいたしております。また、昨年度、調査をいたしました長寿命化における現況調査におきましては校舎以外の部分も劣化状況等を確認しておりますが、建築から40年前後の建物が多くなっている中ではございますが、安全上、問題があるような建物はございませんでした。しかしながら、局所的に発生する部分的な建物でございますとか、設備の破損等については、被害が大きくならないように、個々

に随時、児童生徒の安全性を優先に対応してまいります。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。ただいま、報告を受けまして安心いたしました。今後、安全性の問題が生じた場合、早急な対応を求めたいと思います。

続きまして、3点目の観光振興の取り組みについてでございます。

今年は、妖怪企画の中でも妖怪ベンチが話題になりました。ユニークな妖怪たちと一緒に写真を撮り、SNSなどにアップする方もいらっしゃいまして大変な人気となっていたと思っております。また、日本遺産「銀の馬車道」の効果もありまして、夏休みには多くの観光客の方が福崎町を訪れていただきました。このその勢いを加速して、ますますの多くの観光客の方に来ていただくということを期待いたします。その観光事業のさらなる充実を求めたいと思います。

それでは、お尋ねをいたします。妖怪ベンチ設置後、観光客の人数はどのように変化をしておるのか、教えていただきたいと思います。

地域振興課長 店舗の店頭に設置しております妖怪ベンチの来訪者につきましては、観光入り込み客統計の観光地点としての要件を満たしていないため、観光客としてカウントすることはできませんが、設置店舗への聞き取りや、福崎駅が行った調査では、全ての設置店舗で来客者が増加したとの結果から、来訪者数は増加していると考えております。

牛尾雅一議員 私もここ1、2年、よく車で町内を移動させていただいておりますので、マップを片手にリュックを背負われて妖怪ベンチめぐりをされている方をよく見かけておりますので、確実に観光客の方が増えておられるというようにも思っております。

次に、妖怪ベンチを設置されました店舗で、民間の事業者の方々がさまざまな妖怪関連の商品を開発され、販売もされておりますが、その商品の種類というんですか、ラインナップというんですか、販売状況、それによる地域経済効果をどのようなものをわかれば教えていただきたいと思います。

地域振興課長 妖怪ベンチを設置しています店舗のうち5つの店舗で設置妖怪にちなんだ商品を販売されており、テレビや新聞等でも紹介され、観光客にも人気があると聞いております。多くの方が妖怪ベンチをめぐり、店内で買い物をされるなど、地域の消費拡大につながっていると考えております。

牛尾雅一議員 その民間の事業者の方が商品開発されて、また販路拡大というんですか、販売強化につきましては、町とか商工会の方の力というんですか、特に商工会の方の支援というのがあればスムーズに、より効果的と思うんですが、その辺のところ、商工会の支援策などはあるんでしょうか。

地域振興課長 平成29年度に設置いたしました妖怪ベンチは、福崎駅から辻川界限までのにぎわい創出と地域の消費拡大につながることを期待して制作したことから、商工会を通じ設置希望店舗を募っております。

また、商品開発につきましては、商工会での支援も可能ですが、今のところ各店舗がベンチにちなんだ話題づくりとして独自に取り組んでいただいている状況でございます。

牛尾雅一議員 全国組織の商工会がいろんなノウハウを持たれていると思いますので、アドバイスなりヒントなりを事業者の方と共同でされるということ、商品開発とか販路の拡大、また販売強化に弾みがつくというようにも思いますので、連携がうまく商工会とできたらいいのになと思います。

次に、今後の妖怪ベンチ設置計画はどのようなものか、お知らせいただきたいと思います。

地域振興課長 今年度、新たに5基の妖怪ベンチを追加する予定でございます。

牛尾雅一議員 そうしますと、この前、希望が多かって、またその店舗に行き渡らなかったということを聞いてるんですが、その５基の設置にしても、大体設置希望とか設置場所は大方決まっとんのでしょうか。

地域振興課長 現在、設置をする場所については調整中といいますか、決まっていなという状況でございます。

牛尾雅一議員 これから、前も抽せんというんですか、ああいうドラフトみたいにされたということで、非常にタイムリーな企画であったと思うんですが、また妖怪ベンチができましたら、そのようにまた希望される店舗に行き渡ればなというようにも思います。

続きまして、その妖怪ベンチを巡られるウォーキングマップがありますが、それを片手にＪＲ福崎駅を起点にして辻川方面に散策される観光客の方の姿も多く見受けられます。そうした散策者の増加に伴いまして、特に川西エリアにおいて休憩所の不足とかトイレの不足というようなことが発生してるんじゃないかというように思います。夏場は猛暑で熱中症の危険もありますし、店舗にトイレを借りるということも少し気が引けるという声もあります。そこで、空き家とか空き地を活用して、簡易の休憩所やトイレの設置は検討できないか。また、そうした事業の対象となる国庫補助金とか県補助金等の制度はあるのか、お知らせいただきたいと思います。

地域振興課長 市川の西側にも観光スポットはたくさんありますが、主要な観光施設には休憩場所やトイレを備えていると考えています。

また、妖怪ベンチ設置店舗においては、散策しながら妖怪ベンチに腰かけ、休憩しつつ写真を撮っていただくとともに、トイレにつきましてもベンチを設置している飲食店等に立ち寄っていただき、お客様としてトイレを利用いただければ消費拡大にもつながると考えています。

また、現在、休憩場所やトイレを備える観光交流センターを駅前と辻川に整備しています。施設整備後の休憩所、トイレ不足状況を検証しつつ、新たに施設整備の必要性があれば、その目的に合致した補助制度を検討したいと考えています。

牛尾雅一議員 ＪＲ福崎駅にトイレが、現在ですね、また交流センターにできますが、ずっと福崎駅から新町の方面、それで神崎橋を渡られて辻川方面ということで、新町公民館の付近のところに来られますと、ある程度時間もかかってますし、トイレが急にしなくなったということで、周辺の住宅の周辺の空き地で用を足されるというんですか、通例、大とか小とか、果物でも大はいいんですが、この場合はちょっとまずいことになりまして、そういうことも聞きますので、トイレが早急に設置が困難でしたら、ベンチを置いていただいている店舗の方に協力を町のほうでお願いしていただいて、トイレが急に行きたくなられた方は利用していただいてもいいですよというような小さなお知らせのようなものを妖怪ベンチの目立たないようなところにしていただいたら、こういう民間というんですか、付近の住宅の方の空き地なり物陰みたいところでそんなことがなくなりますので、そのようになればいいなと思うんですが、そのあたりはどうでしょうかね。

地域振興課長 先ほども答弁させていただきましたが、妖怪ベンチの設置には地域の消費拡大という思いがあります。その中で店舗に入っていて、お客様としてトイレのほうも使用いただければと考えておりますので、お願いいたします。

牛尾雅一議員 わかりました。店舗に入っていて、当然、私もコンビニでトイレを借りる場合は何がしかの商品を買わせていただいて、お借りしたいんですというふ

うに、そのようになればと思います。

それでは、続きまして、妖怪ベンチをめぐるウォーキングについてですが、スタンプラリーというんですかね、ずっと店舗を回られましたら、旧態依然のやり方なんですけれども、ずっと今やったら九つあって、押していただいたら、そこでそれを集めると、また商品を店舗で買われて、そのスタンプを押していただきますと、また何か特典があるというふうなことは検討はできないのでしょうか。

地域振興課長 9月20日の福崎駅周辺整備対策特別委員会において事業説明をいたしましたARスタンプラリー事業として、スマートフォンを活用したスタンプラリーの実施に向けて検討を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいま説明いただきました現実世界に画像が重なる拡張現実、AR技術を活用されたスタンプラリーを考えていただいと思いますが、スマホ、若者を初め多くの方が利用されますので、それでもいいんかとも思うんですが、ある年齢層の方とかスマホを持たれてないという方もありますので、旧態依然のやり方はもう古いということになるかもしれませんが、そこらも併用できるような企画もまた考えていただきたいと思います。

続きまして、妖怪企画の中でも人気を博しました妖怪造形コンテストが今年度で終了いたしますけれども、妖怪関連のこれに続きます新しい事業計画は何か構想されていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

地域振興課長 全国妖怪造形コンテストにつきましては、最優秀作品を大型化して設置する場所等の問題で、現在、募集を進めております第5回で終了することとしておりますが、今後も柳田國男さんが著した妖怪をテーマとした新たな企画を検討したいと考えております。

牛尾雅一議員 福崎町は柳田先生と妖怪というんですか、それが非常に結びつきがありまして、非常に全国的にも認識をされてきております。これがますます拡大することによって、福崎町の観光面で非常に大きく寄与すると思いますので、いろんなことを考えていただきまして、福崎町の観光、またひいては福崎の地域の活性化、町の活性化につながることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、河嶋重一郎議員であります。

質問の項目は

- 1、空き家対策について
- 2、猟友会員減少と高齢化対策について
- 3、農業委員会について
- 4、森林環境税について

以上、河嶋議員。

河嶋重一郎議員 議席番号6番の河嶋重一郎です。議長の許しを得て、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、1点目ですが、空き家対策についてお尋ねします。

空き家対策は全国的にも関心のあるところではありますが、少子高齢化の進行により人口が減少し、空き家の増加が深刻化している中、住民が安心安全に暮らせるためにも空き家の対策は重要かと考えます。

平成25年の国の調査によると、全国で820万戸の空き家が存在し、全ての住宅に占める空き家率は13.5%となっており、今後、空き家が急増することが懸念されております。

福崎町においては、平成２７年９月の時点で、空き家件数３１７戸、その中で管理不良２７戸と聞いておりますが、現時点ではどのようになっておりますか。お尋ねします。

まちづくり課長 例年、区長会で調査のほうをお願いしております。平成２８年９月１日現在では空き家の戸数は３０６戸、管理不良が３０戸、平成２９年９月１日現在では空き家戸数は３２３戸、管理不良は３０戸となっております。平成３０年度の調査結果については、現在集計中でございます。

河嶋重一郎議員 幾らか増えているようにも思われますが、では、管理不良は今３０戸とお聞きしたんですが、その中に倒壊のおそれがあるものは何戸ほどありますか。あるとすれば、どのような対策を考えておられますか。お聞かせください。

まちづくり課長 区長から報告をいただきました空き家につきましては、建築の担当者が現地確認をいたします。外観での判断になりますが、空き家の状態のよいものからＡからＤと４段階にランクづけを行います。その中でＤランクは、さらに軽い建物の不良、建屋の不良でありますＤ－１と重い建屋不良Ｄ－２としまして、そのＤ－２にランクづけされました建屋は柱に変形や崩落が見られるといったことで倒壊のおそれが大きいものとなります。

個人の財産でございます空き家等の管理につきましては、第一義的には所有者の責任となります。平成２７年度のＤランクの空き家の所有者の方には、適正管理の通知をしておりまして、そのうち３戸につきましては解体をしていただいております。

また、苦情等があれば、電話や面談をさせていただきまして対応を指導させていただいております。平成２９年度時点での倒壊の可能性の高いＤ－２の空き家につきましては１４戸となっております。

河嶋重一郎議員 それらの空き家については早急に対応、対策を講じていただくようお願いしときたいと思います。

次、平成１５年に施行された空き家法に基づいた空き家対策計画がありますが、福崎町の策定状況はどうなっておりますか。ちなみに、平成３０年３月末で全国の市町村で４５％が策定済みだそうです。あれば計画を活用し、なければ計画策定を考えてはと思うのですが、どうですか。

まちづくり課長 空き家対策計画でございますが、この策定につきましては全国的には増えてきております。空き家特措法は第６条で「市町村は、計画を定めることができる」規定となっております。空き家対策計画は、空き家等がもたらす問題に総合的に対応するための計画ですが、福崎町では空家等の適正な管理に関する条例を定めまして、条例に基づき対策を進めておりますので、現在のところ計画策定の予定はございません。

河嶋重一郎議員 それでは、空き家対策計画の策定予定はなく、条例に基づいて空き家対策を進めるとのことですが、それでは空家等対策特別措置法及びそれに基づく平成２７年度策定の福崎町空家等の適正な管理に関する条例では、空き家に対してどのような措置がとれるのですか。お尋ねします。

まちづくり課長 空家特措法では、市町村長は特定空き家に対しまして、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能となっております。町の条例では、この法律を横出し的に、空き家が危険な状態にあるときは、被害防止のための応急処置を講ずることができるとしております。

河嶋重一郎議員 空き家対策等の適正な管理に関する条例で対応できるということですね。

次、空き家を解体して更地にすると、固定資産税が高くなるとお聞きしますが、その点はどうですか。固定資産税の増額を嫌って解体が進むことがないのでは

ないですか。それは、市街化区域でも市街化調整区域も同じ条件ですか。お聞きします。

税 務 課 長 空き家であっても以前の用途が住宅であったものは、その土地に係る固定資産税には住宅用地特例が適用されています。これは、その土地の課税標準額を200平方メートルの敷地面積までは評価額の6分の1に、200平方メートルを超える部分は評価額の3分の1にするというものです。建物を除却して更地にすると、その土地はもはや住宅用地ではなくなりますので、この土地の住宅用地特例は適用されなくなり、固定資産税額は上がることになります。

また、除却されなくても、空き家が特定空き家に位置づけられ、除却や修繕などの必要な措置をとるよう勧告を受けたときも、この住宅用地特例は適用されなくなります。

これらの仕組みは、市街化区域であっても市街化調整区域であっても同様です。

河嶋重一郎議員 次、空き家には3通りの空き家があると思うんですが、1つは人の住める状態の空き家で、うまく活用することで定住人口の増になるもの。2つ目として、倒壊寸前で危険な空き家。3つ目として、農地付きの空き家で、活用すれば放棄田の減少や新規就農につながるものです。その3つだと思いますが、倒壊寸前の物件については、防災面等においても問題があると思うのですが、どうですか。そのような物件については、先ほど説明のあった空家特措法や町条例で対応ができるかと思うのですが、お尋ねします。

まちづくり課長 空家特措法や町の空家条例でございますけれども、適正な管理が行われていない空き家が防災、衛生、そして景観などの面でも地域住民の生活環境に悪影響を与えるおそれがあるということから、特定空き家に対する措置を規定しております。先ほども申し上げましたが、状況に応じた指導をしてまいります。危険であるが指導に従わない場合につきましては、条例に基づいた勧告や命令なども検討してまいります。

河嶋重一郎議員 次に、空き家を活用するためにリフォームをして売ったり貸したりする場合の補助制度なども検討してはと思うんですが、その辺どうですか。お尋ねします。

まちづくり課長 空き家関係の補助制度でございますけれども、今、空き家を相続してから3年以内に譲渡した場合に3,000万円の特例控除が受けられる制度がございます。こういったものや、兵庫県が空き家活用支援事業で、いろいろ条件はございますけれども、最大で100万円の空き家の改修費用の補助制度がありますので、意向調査実施のときでありますとか、相談に来られたときにそういった制度もご紹介し、PRしております。

議 長 質問途中でございますけれども、暫時休憩したいと思います。

再開は10時45分したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時43分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

河嶋重一郎議員 それでは、次に農地付空き家について、お尋ねします。

現在、福崎町では農地付空き家は何戸ほどあり、その農地面積はどれほどになっておりますか。お尋ねします。

まちづくり課長 現在のところ、農地付空き家の戸数でありますとか、農地面積については把握しておりません。本年度、約320戸の空き家所有者の方に意向調査を実

施すべく、現在、関係課で会議を持ちまして準備のほうを進めております。その中で、意向調査の結果で戸数や面積を確認してまいります。

河嶋重一郎議員 農地付の空き家については、農地法等の問題もあり、なかなか難しいと思うのですが、2017年度総務省が都市部の住民を対象とした調査によりますと、農村部への移住を希望するが、移住後の新規就農には農地と同時に住宅の確保を課題に上げる声が強いとあります。農地取得面積の問題、または営農指導の問題等があると思います。そこで、町、JA、農業委員会が連携して取り組んだらと思います。例えば、田畑はJAの営農指導員による指導、農地取得については町の農業委員会において農地取得の下限面積を引き下げるとかが考えられます。これは参考ですが、近くでは宍粟市や朝来市が権利移動できる下限面積を1アールに設定しております。福崎町の取り組みはどうなっておりますか。お聞きいたします。

まちづくり課長 先ほど申し上げました空き家所有者の意向調査の結果を踏まえまして、福崎町農業委員会において協議をしてもらいまして、下限面積の引き下げを実施したいと考えております。また、空き家だけではなく市街化調整区域の農業後継者不足を少しでも緩和するために、特別指定区域制度の地縁者住宅にも農地つきを認めることができないかどうかの検討も進めております。

河嶋重一郎議員 ぜひ進めていただきたいと思います。いずれにしても空き家の解消により定住人口の増、防災問題の解消、農地の遊休化、放棄田の防止等々あります。ぜひ本腰を入れて空き家対策に取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、猟友会員減少と高齢化対策についてであります。イノシシ、鹿の数は増えておりますが、被害額は減少しておるようです。それには、猟友会の駆除活動の成果が大きいと思いますが、この9月も土日祭日は暑い中、活動をしておられます。大変ご苦労さんと申し上げたいと思います。そこで、全国的、兵庫県下どの地区でも同じ問題を抱えていると思いますが、福崎町においても申告な問題となっており、今後のことを考える時期が来ております。有害鳥獣を捕獲する捕獲従事者の高齢化により、被害防止活動、すなわち有害駆除活動に支障が出かねません。福崎町内の銃器所有者は19名と聞いておりますが、このままの状態が続くと5年後には有害駆除活動ができなくなる可能性さえ起きかねます。今から対策を考えればと思いますが、いかがですか。お尋ねします。

農林振興課長 有害鳥獣の駆除活動につきましては、福崎町猟友会の皆様に大変お世話になってるところであります。現在、猟友会の会員は22名で、そのうち銃器班が16名、わな班が14名で、わな・銃器兼務が6名で活動していただいております。60歳以上の方が12名いますけれども、20歳台の方も2名いらっしゃいます。福崎町においても従事者の高齢化や引退による減少は否めません。

福崎町では平成24年から猟友会の駆除活動に協力することを条件に狩猟免許取得者に必要な経費の一部を補助しております。平成29年度までで13名の実績がございます。最近では、制度の利用者が減ったために広報による案内や区長様による隣保回覧に加えて、集落営農等の組合長宛にも案内を送っておるところでございます。

河嶋重一郎議員 大変いいことだと思いますので、もう一歩進んだ方法も考えていただき、今後も続けていただきたいと思います。お願いしておきます。

続いてですが、また一方、国が平成28年12月鳥獣対策の実務を担う鳥獣害対策実施隊の機能強化へ市町村が実施隊の人材育成に努めることや、兼務を必

要な支援に努めることと明記しました。新たに基本指針では市町村に対して実施隊の人材育成に努めるよう明記、田畑への侵入防止、柵の設置方法やわな・銃による野生鳥獣の捕獲技術を学ぶ機会を提供することを求めました。このような中、本町独自で猟友会と町で広く会員を募集し、講習・研修をしてはと思いますが、どうですか。いずれにしても、今後、福崎町ではこのままの状態ではシシ、鹿が相当増えると考えられます。農家が耕作意欲の増す、地域住民が暮らしやすい対応、対策をお願いしたいと思いますが、その点どうですか。お尋ねします。

農林振興課長 農業委員会や農会長会の視察研修で兵庫県森林動物研究センターに訪れて、有害鳥獣の生態や獣害に強い地域づくりについて講義を受けていただいております。また、集落営農や農業委員会、認定農業者、農会長など、農業関係者向けの農業施策の説明会におきまして、同研究センターの研究者による講義も設定し、集落や複数の集落ぐるみでの活動が有効であるというようなことを勉強しました。今後もこのような機会を設定させていただきたいと考えております。

河嶋重一郎議員 今、お聞きしました。大変いいことだと思います。これからは農家だけではなく、地域ぐるみで取り組んでいただき、1人でも多くの猟友会の会員が増えることを期待し、お願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問ですが、農業委員会についてお尋ねします。

農業委員会法改正により、新制度に移行して1年余りたちますが、委員会体制見直しの成果はぼちぼちあらわれておりますか。あらわれておるとすれば、どのようなところに出ておりますか。お尋ねします。

農林振興課長 現在のところ、数値にあらわれるような成果は出ておりませんが、農地等の利用の最適化の推進業務が強化されて、具体的には担い手への農地集積、集約化、それから耕作放棄地の発生防止解消、また、新規参入の促進といった業務に積極的に取り組んでいくよう、研修や農業委員会後の勉強会を行っておりまして、委員各位の士気は高く保っております。以上です。

河嶋重一郎議員 今回の改正によりまして、農地利用最適化推進委員が6名おられますが、農業委員さんとの役割の分担はどういうふうになっておりますか。お尋ねします。

農林振興課長 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割につきましては、農地法の審査の際に最適化委員には採決権がないということくらいで、それぞれに指導担当集落を割り振って、いろいろな活動をしていただいております。

河嶋重一郎議員 わかりました。

次、農業以外のいわゆる非農家の委員さんが1名入っておられますが、この委員さんの役割については、どのようなことに期待をされておりますか。お尋ねします。

農林振興課長 農業委員12名のうち、1名非農家の方がいらっしゃいます。地域でできた農産物を消費する立場や非農家が農業を通じて地域の環境保全にどのように関わっていくのか、よいのかというようなそのような意見を期待しております。

河嶋重一郎議員 次、女性委員さんが2名おられます。私も大変結構なことだと思っております。女性委員さんのどういうところを期待されておりますか。お尋ねしたいと思います。

農林振興課長 女性委員につきましては、女性ならではの感覚や地元産の農産物を料理して、家族の健康の保持等の意見について期待しております。

河嶋重一郎議員 わかりました。

それでは、認定農業者が8名、選出されておるんですが、この認定農業者の方

の役割というんですか、この中における業務内容等についてお聞きします。

農林振興課長 認定農業者につきましては、地域の農業の担い手として農地のあっせんの受け手として、また農業を通じて地域の環境を守っていただく実行者として期待しておりますし、これからの農業施策についてのいろいろな意見も期待しているところであります。

河嶋重一郎議員 わかりました。いずれにしても、大変な業務だと思いますが、農地の集積・集約、遊休農地の解消等の推進について頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になるんですが、森林環境税についてお尋ねします。

大分、先のことなんですが、2024年度から実施されると聞くんですが、どのような税金で、仕組みや狙いをお聞かせください。誰がいつ、どれ位納めるのかも含めてお願いいたします。

農林振興課長 森林環境税は国税で、都市・地方を通じて国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを利用して市町村が個人住民税均等割等と合わせて賦課徴収します。平成36年度から課税され、年額1人1,000円となっております。

河嶋重一郎議員 その集めたお金ですが、それは森林の面積で配分するというようなことをお聞きするんですが、そこらはどうなっておりますか。お尋ねします。

農林振興課長 森林環境税と森林環境譲与税の創設と同時に森林経営管理法が改正されまして、新たな森林管理制度が設けられております。この森林環境譲与税を市町村の私有林の人工林面積、それから林業就業者数、それから市町村の人口により按分して配分することとなっております。

河嶋重一郎議員 それでは、この福崎町のように森林の少ない市町村はどういうふうになりますか。

農林振興課長 私有人工林の面積の少ない市町村への配分は少なくなります。

河嶋重一郎議員 それでは、福崎町への恩恵といいますか、ないですか、ありますか。あるとすればどのような形になりますか。お尋ねします。

農林振興課長 福崎町への恩恵につきましては、現在のところわかりませんが、まず所有者が管理できない私有林、人工林がどの位あるのか、それがわかっておりません。私有林、人工林の所有者は約300名ございまして、そのうち相続が発生している森林もかなりの数存在しているものと考えております。森林の管理制度に基づいて、まず所有者の調査を行って、それから所有者の人工林に対する管理意向の調査に入ることになっております。

新たな森林の管理システムがうまく機能すれば、それなりに人工林の管理がなされて、森林の本来持つ災害防止機能や水源涵養機能など、多面的な機能も多少は回復するものとは思っておりますけれども、福崎町に配分される譲与税等の額が少なく、福崎町が直接管理しなければならない人工林が増えると町の持ち出し分も大きくなる可能性が大いにございます。

河嶋重一郎議員 わかりました。2019年度より森林環境譲与税、仮称ですが、交付が始まるとお聞きしますが、どのような税で福崎町にはどのような恩恵がありますか。この森林環境譲与税についてお聞きいたします。

農林振興課長 森林環境譲与税につきましては、その譲与税でもって新たな森林管理任意制度ということ福崎町でやっていくことになります。所有者が管理できない森林について管理する権利を市町村に設定して、市町村は採算ベースにのりそうな森林につきましては、意欲と能力のある森林経営者に管理を再委託することになります。また、採算ベースにのらない森林につきましては、市町村が自ら管理するということになっております。先ほども申しましたが、福崎町に配分さ

れる譲与税は少なく、直接福崎町が管理しなければならない人工林が多くなると、その分福崎町自身の持ち出しも大きくなって、結局、森林の管理がきっちりできるかできないかというような問題も生じる可能性があります。

河嶋重一郎議員 いずれにしても、余り福崎町には恩恵のない税ではないかと思いますが、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、河嶋重一郎議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、前川裕量議員であります。

質問の項目は

1、学校環境について

2、不妊治療助成について

以上、前川議員。

前川裕量議員 議席番号5番、前川裕量でございます。議長の許可を得まして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、学校環境について質問をいたします。

この夏、気象庁が連日の猛暑に対し、40度前後の暑さ、これまでに経験したことのない命に危険があるような暑さ、またこれは一つの災害と認識していると発表がありました。さらに、このたび7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が、校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。このような環境下で政府は全国の公立小中学校にエアコンの整備をするため、秋の臨時国会に追加的な対策費を盛り込んだ補正予算案を提出する方針を固めたという報道がありました。

当町においても中学校3年生と小学校1年生の教室にエアコン設置のために予算等組まれるというお話を聞いておりましたが、今後の整備計画は、また中央政府の動向は何かつかまれておられますかという質問をさせていただこうと思ったのですが、先ほど牛尾議員の質問の中で町長を初め、課長のご答弁いただいて、ほぼほぼ同質問でありましたが、あえてここで質問をさせていただいているというのは、私自身もこの7月、夏休みに入る3日、4日前だったと思います。非常に暑い日でした。気象庁のほうから屋外に出ることが非常に危険だという日に、小学校のほうに訪れて、そのときに教室のほうを見せていただきました。先ほど課長が言われた扇風機、回っておりましたが、ほぼほぼ熱風が出ておりました。そして、子どもたちは汗だくになって、先生も汗だくになって授業をされる風景を見た。本当にエアコンが必要ではないかと、もう少し子どもたちの勉強のしやすい環境づくりをぜひともしていただきたいと思います、再度、この部分で要望という形にはなりますが、お願いをしておきたいと思います。

先だって私は新潟県長岡市のほうにPTAの全国研究大会に参加しました。そこで、米百俵という言葉聞いてまいりました。これは、100俵の米は食べてしまえばなくなるが、教育に当たれば、明日の1万、100万となる、小林虎三郎という方が言われた言葉であります。長岡藩が困難なときに他藩から100俵の米をいただき、本来であれば藩士に配る米を、この米を売って学校を作ったというお話であります。この米百俵の精神をこの福崎町でも生かしていただき、子どもたちの将来のため、使っていただければと考えております。ぜひともそういった観点からも早急なエアコンの設置をお願いしておきます。

次に、中学校の部活の質問をさせていただきます。

現在、西中、東中の部活動の種類は何種類くらいあるのか。また、運動部と文化部はどういった配分になっているのか、お教えてください。

教 育 長 現在、福崎西中学校は運動部が7、文化部が2、内訳は男女陸上部、男子バスケットボール部、男子卓球部、野球部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部、女子卓球部、そして文化部は合唱部とライフアートになっております。

福崎東中学校のほうは、運動部が11、文化部が1です。男女の陸上部、男子バスケットボール部、男子卓球部、男子バレーボール部、男子ソフトテニス部、野球部、女子バスケットボール部、女子卓球部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部、それからソフトボール部です。そして文化部は合唱部でございます。

前川裕量議員 両中学校とも文化部が非常に少なく感じるのは私だけでしょうか。「文化の誇り高らかに」と、この福崎町の町歌にもありますように、福崎町は文化を大切にしている町としてももう少し文化部も推奨すべきではないでしょうか。文化部のみならず部活動を新たに増やすのは難しいと聞いておりますが、生徒たちが求める部活動を追加することはできないのでしょうか。

教 育 長 学校の部活動に関しましては、教育委員会ではなくて学校がいろいろ計画を立てているものでございます。部活動の数や種類を決めるのは、学校側は生徒の総人数、生徒の希望者数、学校の施設、用具や場所、指導者等を総合的に判断して決めています。個々の個性に応じて部活動をさせてやりたいのは当然なんですけれど、全ての生徒の要望に個々に応えるというのは難しい状況であろうと思います。学校は先ほども申しました条件のもとでできる最大限のことをやっているとと思っています。また、学校も全員入部制をとっておりません。ですから、個性や要望に応じて学校以外のスポーツクラブ等への参加も認めております。今後、学校側の受け入れ条件が整えば、新しい部の創設は不可能ではないとは思いますが、学校が決めることです。学校が諸条件を考えて学校の結論を出すと思いますので、その声を尊重してやってほしいと、こういうふうに思います。

前川裕量議員 多くの生徒の、また父兄の方からもそういった声を多く聞いております。例えば、今、柔道であったり剣道、体育、あとダンスですか、新たに追加された、こういった部分でもそういった小学校のときにしていた運動を続けたいというような声も多く聞いてまいりました。また、教育長のほうからも学校のほうに相談のほうをしていただければと。指示はできないという、学校の判断ということでもありますので、生徒たち、また父兄の方々の声を尊重できる学校運営をするようにお願いしておきたいと思っております。

教 育 長 私がよく使う言葉ですけれど、「最善の中にも最善」という言葉もございます。学校はできる限りのことを力いっぱいやっていると思うんですけれど、地域から保護者の間からこういう声も耳にしていますよと、学校はさらなる検討をして、できるだけ保護者の要望に応えるようにと、こういう指導はしていきたいと、そういう気持ちは持っております。しかし、最終的には申しわけないんですけど、学校の判断に任せてやってもらいたいと思っております。

前川裕量議員 あと文化部に関してはどうでしょうかね。やはり先ほども言ったように、福崎町は「文化の誇り高らかに」と、町歌に歌っている町でありますので、何か7対2、11対1、何か文化部が少ないような。私が中学校のときは運動部しかなかったわけでありましてけれども、やはり文化も認めていける町になるべきかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

教 育 長 日本には古来から私たちに身近に沿っているいろんな文化的な財産、行事等がございます。例えば、華道部とか書道部とか、そういうふうな日本人の心を訴えるような文化をつくる必要もあると思います。

しかしながら、現実として子どもたちが今のところ、そういう部をつくってほしいという要望は出ていないということで、昔は華道をしたり、他の部もやっていたんですけれど、生徒数が少なくなっている、そういうことが原因としてなかなか声が少ないと思っております。

ただ、一部の部については運動部と共存しながら、週1回とか、そういう形で今言いました文化部を設置していくこと、それは可能ではないかなと思っております。

前川裕量議員 それでは、次に、教職員の残業問題について質問をさせていただきます。

全国でも教職員の残業が大きな問題となっております。教師はブラック企業だという声も聞きますが、当町において業務改善の取り組みはされているのでしょうか。

教員の勤務について出勤確認は出勤簿なのか、タイムカードなのか。小中学校の教員の定時勤務時間は、残業時間の管理は、平均残業時間の把握はされているのでしょうか。

もちろん学校教員には1974年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法があります。給特法は、公立の教員は授業以外の仕事も多岐にわたり、業務内容が複雑なため、勤務時間の厳密な管理することが難しいという前提のもとで制定されていると。さらに給特法は公立教員の月給の4%分をあらかじめ教職員調整額として支給するかわりに残業時間、長短にかかわらず時間外勤務手当等が規定されておりますが、業務改善のためにやはり勤務の状況の把握が必要だと思われます。先ほど言った出勤簿、出勤の確認の方法ですね、出勤簿なのかタイムカードなのか、また、定時の時間、また残業時間の管理として平均残業時間は把握されているのでしょうか。

教 育 長 まず、1つ目ですけれど、福崎町は昨年度、新しいコンピューターを導入いたしまして、公務支援ソフトによる業務改善を進めております。これによって、先生方の仕事の内容も少しは軽くなっている、こういうふうに思います。また、勤務時間の適正化について研修や指導もしていますし、学校においてもノー残業デー、ノー会議デー、ファミリーデーを実施していますし、毎朝の職朝もペーパーレス化を推進しています。また、部活動等の時間割りも軽減しています。改革は進めているんですけれど、現状を帯びたときの言葉として、「無理をさせ、無理をするなと無理を言う」。もう一度言います。「無理をさせ、無理をするなと無理を言う」。こういう状況ではないかと思います。

2点目です。職員の出勤につきましては、タイムカードではなくて、出勤簿で押印をさせています。

そして、勤務時間ですけれど、学校によって多少の違いがありますけれど、7時55分から16時25分です。

残業時間は学校によって多少差はありますが、小学校では月約50から70時間、中学校では80ないし90時間となっております。子どもの幸せを考えて一生懸命頑張っている教師集団には、ただただ頭が下がります。

そして、教職員手当につきましては、議員が報告されたとおり、教職員には残業手当はございませんけれど、どの職員にも一律給料の4%が支給されています。

また、それ以外にも校長が残業を命じる場合があります。それには、兵庫県は限定4項目と言いまして、この4つについては校長は残業してもいいということになっています。1つ目は、校外実習その他の生徒指導の実習に関する業務、

修学旅行、その他学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、非常時災害等、児童または生徒の指導に関し、緊急の処置を必要とする場合、その他、やむを得ない場合の業務と、こういうふうになっているわけなんですけれど、校長の命によらない各教員の自発的、創造的な活動については先ほど言いました教職員手当の中に含まれているということですが、ただ言えることは、自発的、創造的な教育活動であっても、長時間にわたる超過勤務は職員の健康や家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであるから、校長は職員の勤務状況を把握し、適正に行うと、そうする必要はあると思いますし、また先生方に対してもこれらのことを自覚、あるいは逆にいいほうで意欲的に取り組んで、積極的に取り組んでもらいたいと思っております。

前川裕量議員 私も今、福祉の事業に携わせていただいております。福祉も同じような問題があります。対人相手の仕事であれば、相手のことを考え、一生懸命やる。そのときに私たちがよく言う、おんぶにだっこにミルク持ち、おんぶにだっこまではいいけど、ミルクまで持つ。どこまでがサービスで、どこまでが必要なのかと、非常に難しい。これは対人相手だからこそ起こる問題だと思います。そういった中で幾らでも幾らでも仕事量が増えてしまうときがあると思います。特に熱心な先生であればあるほど、残業時間が増えてしまう。そういった中で体調を壊さないよう、そういった面で業務改善、また取り組み等していただき、少しでもいい環境づくりをしていただきたいと思います。

次に、顧問の専門性について質問をさせていただきます。

厚生労働省も進めている部活動指導員制度というものがありますが、福崎町の現状はどのような形になっているのでしょうか。

教 育 長 この制度は、「してもよい」というもので、「しなくてはならない」というものではございません。以前はお願いしていましたが、現在、外部指導者の指導員はおられません。しかし、現状の流れを見たとき、日本全体の流れを見たときに、将来的には考えていく必要はあろうかと思えます。

前川裕量議員 この指導員制度をぜひとも活用していただきたい。そして、今、福崎町でいないということをお聞きしたんですけれども、まずこの指導員制度を導入することによって先ほどの教員の業務改善につながるものと考えております。

そういった中で、ただボランティアという形ではなく、有償にし、そして学校組織内に取り組む必要があると。これはなぜならば、ボランティアの場合、立場が、位置が、権限が、責任が不明確になり、そういったことから多くのトラブルが発生するということにもよく言われております。指導員制度のを活用するために指導員の位置づけ、権限、責任を明文化する必要があると思います。そしてまた、文科省でも今、特に運動部の部活動のガイドラインを推奨されておりますが、そういったこのガイドラインの中にしっかりと明文化していくことが必要だと思いますが、本町においてそういったガイドラインの策定は検討されているのでしょうか。

教 育 長 昨日も定例の教育委員会がありまして、学校の部活動、先生の残業時間等についてお話もさせていただきました。そして、この部活動推進員制度についても私と4人の教育委員、いろいろ議論しましたがけれど、確かに先ほども言いましたように世の中はそういう方向へ向いていると。しかし、福崎町の現状を見たときに学校現場の声も参考にしながら、もう2、3年先にそういう方向へ行っ、今すぐに取り組むべき制度ではないという結論に達しました。

前川裕量議員 特に運動部、特に最近、スポーツ界、いろいろ問題が発生しております。私自身も学生時代、運動部に入っております。当時は先輩から殴る蹴るのご指導

をいただくことが当たり前で、それもありがたいというふうな考え方で今までそういったスポーツをしてまいりました。ただ、今ではそういった運動部での体罰等、決して許されない時代になっております。そういった部分においてもそういったガイドラインが必要だと言われております。指導の内容であったり、過去とは違って今は本当に難しくはなってきたと思います。ぜひとも早急なガイドラインの策定をお願いしておきたいと思います。

学校教育行政は特に伝統や前例をなかなか見直すことが難しいと言われております。つまりスクラップ・アンド・ビルドではなく、ビルド・アンド・ビルド。一度、スクラップ・アンド・ビルドの精神を取り込んでいただき、教職員の方々も疲労こんぱいすれば、決してよい教育はできない。そして、何よりも教員の方々の心身ともに充実すれば、児童生徒に本当の優しさ、そして笑顔で接することができるものと考えます。先生方のゆとりをつくるために、そしてそのゆとりが必ず児童生徒に返ってくるものと信じ、この指導員制度、また先ほどのお願いした業務改善、取り組んでいただきたいと思います。

教 育 長 おっしゃるとおりかなという気もするんですけど、学校の部活動は勝つことのみ、技術向上のみを求めるものではありません。生徒指導上に大きなウェイトを置いた教育業務であります。よって、生徒の家庭環境や学力、友人関係等をも含めたその子に合った指導が大切である。私としては、先生の指導が上手下手はあってもいいから、先生が指導に当たってくれるのを望みます。

ただ、先ほども言いましたように今日的な状況を配慮して、学校が望まれば有償、無償は別として、先生と二人三脚であってもよいと、こういうふうに思います。福崎町体育協会も協力は惜しまないという、こういう応援もいただいております。いずれにせよ、学校現場の要望があれば、私たちはそれに基づいて学校の応援をしていきたいと思っております。

私としては、まず町のまちの先生への登録をお願いしたいと思っております。

前川裕量議員 先ほどのところでちょっと質問を終わろうかなと思ってたんですけど、教育長、そこがビルド・アンド・ビルドになっているように、私は思います。教員はこうでなければいけない。教師だからこそ生徒と一緒にスポーツを。非常に大切だと思います。でも、それがビルド・アンド・ビルドなんです。一度、外部に渡せるものは渡して、そして教員の勤務時間を減らすことにより先ほど言ったような教員の方々の心の余裕ができる。こうしなければいけない、これもしなければいけない、これがビルド・アンド・ビルドになってしまいます。私も今、働いているところ、施設のほうではどうやって業務改善するか、これも必要なんです、あれも必要なんです、これもしとかなないといけないんです、みんな一生懸命職員やってくれてますが、そのときに言うのが、絶対的必要なもの、ビルド・アンド・ビルドでなく、一度スクラップしてから立ち上げる必要がある。これをしなければ業務改善は絶対できないと思います。こうしなければいけないという考えだけではなく、広い考え方を持っていただきたいと思います。が、どうでしょうか。

教 育 長 ワン・オブ・シンキングだと思っております。それも一つの考え方であって、高寄教育長としては、私自身の自己改革が今後必要ではないかなと、こういうふうに思っておりますが、現状としては今やっているのは私たちにとってはベストだと、こういうふうに思っております。

前川裕量議員 とともに進化をしていき、ともに改革をしていきたいと思います。また、今後ともご指導のほど、よろしく願いいたします。

次に、不妊治療助成制度について質問をさせていただきます。

まず、助成制度の現状について、国の特定不妊治療の経済負担の軽減するために平成16年より特定不妊治療助成制度というものがございいますが、また、それは県のほうに実施自体が移っておりますが、兵庫県のこの実施内容と、また県の単独事業があれば、その内容をお教えてください。

健康福祉課長 特定不妊治療費助成事業とは、体外受精や顕微受精の高額な費用がかかる特定不妊治療を受けた夫婦に経済的負担軽減のため、費用の一部を助成するものでございます。ただし、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること、また夫婦合算した前年の所得が730万円未満であることなど、幾つかの条件がございします。

議員おっしゃいます県の制度につきましては、初回治療の上限額、こちらにつきましては30万円、2回目以降は治療1回当たり15万円、治療の一部または途中で中止した場合、これにつきましては7万5,000円を助成いたしております。

それから、県の単独追加助成というものがございまして、こちらにつきましては初回治療を除きまして上限5万円が助成されることとなっております。ただし、こちらにも条件がございまして、治療を始めた妻の年齢が40歳未満の場合は6回まで、それから40歳以上43歳未満の場合は3回まで、追加助成につきましては回数の制限はございませんが、夫婦合算した前年の所得額が400万円未満である場合と規定がございします。

前川裕量議員 それでは、続いて福崎町の単独事業の内容、また対象条件のほうをお教えてください。

健康福祉課長 福崎町の単独事業でございしますが、先ほど申し上げました兵庫県の助成を受けた夫婦を対象といたしております。1回の治療で上限が10万円、またその区分によりまして上限5万円を助成いたしております。

前川裕量議員 福崎町は他の市町村に比べて非常に手厚い部分があるのかなと思いますが、そういった中でも受給者の自己負担はどの程度になるか、この治療費も、また治療費に対する平均の治療費がどれくらい各ステージごとにあるのか。例えば1回不妊治療、タイミング指導であったり、人工受精、そして生殖補助医療として体外受精であったり顕微受精といろいろとステージがあると思いますが、これに対する治療費の平均、またそれに対する受給者の自己負担額は幾らほどになるか、わかりますでしょうか。

健康福祉課長 一般的な治療費で申し上げますと、タイミング指導、これにつきましては1回数千円、それから人工受精、こちらの場合は1万円から2万円、体外受精につきましては20万円から60万円、それから顕微受精になりますと30万円から80万円と聞いております。それから、自己負担でございしますが、こちらにも種類とか回数、期間によって異なりますが、昨年度におきましては、数千円から60万円台までの負担額となっております。

前川裕量議員 そうすると受給者で県の補助、または町の補助を受けたとしても最高60万円くらい自己負担をされた方がいらっしゃるということでしょうか。

健康福祉課長 自己負担額からこの助成額を計算しますので、自己負担から控除するというような考え方になります。

前川裕量議員 というと、大体幾らくらいになるのか、計算は出てますでしょうか。

健康福祉課長 例えば、最高の顕微受精となりますと、治療費が例えば80万円かかるとします。そうしますと、これが初回でありましたら、県の初回で30万円の助成、それから町の助成で10万円の助成ということで、その半分40万円が自己負担と、そういう計算となります。

前川裕量議員 そしたら続いて、福崎町で昨年の婚姻された組数はわかりますでしょうか。

健康福祉課長 婚姻組数、これにつきましては、条件は本籍が福崎町にある方、という方の数となりますが、平成２９年度におきましては２５４組となっております。

前川裕量議員 そしたら、続いて福崎町の近年の不妊治療の助成の申請者数はわかりますでしょうか。

健康福祉課長 近年の申請者数でございますが、平成２７年度は２５件、２８年度につきましては１０件、２９年度につきましては１６件という状況でございます。

前川裕量議員 これ、不妊治療に関しては大体よく約１０組に１組とよく言われております。これ、データの的に言うと１０組に１組。２９年度で２５組の方がというと、今年度が例えば２５０名の婚姻者数であったら２５名、約１０分の１、妥当な数字なのかなと。

去年と今年度、１０名というのは何か逆に少ないのかなと思いますが、その辺はどう考えられますでしょうか。何か少ないと思うのであれば、何か要因があるのでしょうか。

健康福祉課長 要因まではつかんでおりません。タイミング的なことになるのかなと。実際、多い年もありますし、議員おっしゃる２８年度につきましては１０件と少ない、こういう状況でございますが、やはり制度を知っておられない方が中にはいらっしゃるかもしれないので、その辺のＰＲは努めてまいりたいと考えております。

前川裕量議員 私の周りにも非常に実は多い。まだなかなか不妊治療に関しては口外しにくい、プライバシーの部分が多くあるとは思いますが、ぜひとも不妊治療の部分を拡充していただきたいと考えております。

今、福崎町では１０万円までということですが、全額負担してはどうかと。これが今、社会問題、一番大きな問題は何でしょうか。少子高齢化、人口減少なんです。この中で子どもが欲しいと願っている方々に産んでいただくこと、一番大切ではないでしょうか。人口減少の歯どめのために、そしてそういった若い方々の要望に応えるようにすることが、そして、ひいてはそれは町の人口増加にもつながりますし、もし福崎町が全国で初めて不妊治療全額補助といううわさが広まって、若い方々が移住していただければ、福崎町の発展につながると思います。もちろんあれもこれも助成して、これもあれもしろというのは財政が、打ち出の小づちがあるわけではないので、財政破綻します。そうじゃなく、これからの将来のためにお金を使っていくことが町にとって大切だと思います。もちろん若い方々が移住していただければ、その方々の所得税も入ります。そういった観点からも全額補助してみればと思いますが、どうでしょうか。

健康福祉課長 今後の拡充についてでございますが、議員のおっしゃる意見も理解はしておりますが、全額補助につきましては先ほども申しましたように個々の治療費の差が大きい、または十数万円から回を重ねますと数百万円と多額になります。結果、残念ながら妊娠されない場合もございます、財源や公平性の観点から現状では全額補助は困難と考えております。

前川裕量議員 将来の福崎町の発展のためにという思いで、もちろん全額負担というのはなかなか難しいと思いますが、町長、どうでしょうか。

町長 今、担当課長が申し上げたとおりであります。残念ながら妊娠されない場合もございます。そういったような形の中で個人の負担分とそれから残りの全額補助といったような形、個人補助をなくして全額補助といったような形の中ではいかにも財政のあり方等々については検討を加えなければならないと、このよ

うに思っております。

前川裕量議員 この不妊治療に関しては、3つの負担があるとよく言われます。1つは身体的負担、そして精神的負担、そして最後は経済的負担。そして行政が支援できるのが、やはりこの経済的負担が一番大きいのかなと思います。そして、これはただただ福祉政策ではなく、町の行政として、今後の政治として一度検討いただければと思いますが、もう1つ目の精神的負担の軽減に関して何かできないのかということで、例えば、不妊治療を受けている方の当事者同士の意見交換の場であったり、またそういった経験のある方のあわせた形のコミュニティサロンのようなものがあればどうかと。これは、私の意見ではなく、実は今、この治療を受けている方のご意見で、やはり多くの悩みを持たれていると。その中で経験のある方の言葉を聞いてみたいとか、また同じ悩みの者同士の言葉を聞いてみたいというようなことを何人の方からか聞いております。そういったミニサロンのようなことを実験的にすることはできないのでしょうか。

健康福祉課長 不妊治療につきましては、議員もおっしゃいますとおりさまざまな経験やその理由がございます。その原因、あるいは治療方法等個々によって異なりまして、心身のストレスも高く、非常にデリケートな内容となつてございますので、意見交換の場づくりにつきましては、ニーズの把握の場も含めまして慎重に対応していきたいと考えております。

前川裕量議員 いずれにしましてもこの不妊治療に際しては、やはり今、少子高齢化、人口減少の中で子どもが欲しいと、人口を増やしたいと思われる方の助成をしていくことは、またひいては福崎町の発展につながっていくものと考えております。

そして、今、非常にそういった悩みを抱えられている方がたくさんいらっしゃる、そういった方々にも手が差し伸べられる、そういった町になるべきだと思いますので、今後ともそういった部分、十分な研究等進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、前川裕量議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、幼児教育の無償化と本町の対応について

2、マンション、アパート、マンスリーアパート等の公費解体リスクの回避について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議員番号3番、三輪でございます。事前の通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、幼児教育の無償化と本町の対応についてでございます。

本年6月15日に少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現ということで、骨太の方針と言われております経済財政運営と改革の基本方針2018、これが閣議決定をなされてございます。この方針には、幼児教育無償化でありますとか、待機児童問題解消、大学など高等教育の無償化、介護職員の処遇改善、また市立高等学校の授業料の実質無償化、また高齢者雇用の拡大などなどがございます。その中にございます幼児教育の無償化につきましては、1年後となります来年10月から施行がなされるということで聞いております。

その主たる内容でございますが、3歳児から5歳児までは所得に関係なく全面的な無償化、つまり第1子であろうと第3子であろうと、3歳から5歳までは全面的な無償化でございます。また、その下の年齢になりますが、ゼロ歳児か

ら2歳児までは住民税の非課税世帯に限るという、そういったものが主なものでございます。

こういった国の方針に先立ちまして、類似の施策を先行実施いたしましたのが明石市でございます。明石市につきましては、2016年9月、2年前になりますが、こちらは第2子以降に限るということになりますが、ゼロ歳児から5歳児の保育料の無償化を開始してございます。

明石市の概要を少し述べさせていただきますと、明石市のゼロ歳児から5歳児児童の総数は約1万6,300人だそうでございます。この明石市の独自策、実施前の2016年4月の施設の受け入れ人数の総数は約4,400人であったそうです。そして、3年目となった今年には6,100人ほど。そして、また来年度も増えるであろうということから4年目となる来年度は当初の受け入れ人数の2倍に相当いたします8,100人程度に増加をさせるという、そういった計画だそうです。8,100人と申しますと明石市のゼロ歳児から5歳児、児童の総数1万6,300人と申し上げましたのが、これの約半分、5割ほどに当たるものでございます。

明石市もこういった施策を実施したということから、保育ニーズが当然高まるであろうというところで、施設の建設、あるいは保育士の確保ということでやってきたのですが、その想定を大幅に上回り続けているようです。保育士の確保につきましては、保育士定着支援金ということで継続勤務7年をいたしますと150万円を支給、そういった制度を新設するなど、待機児童の解消ということに懸命でございます。

第2子以降とは申しまして、無償化が先ほど申し上げました数字を聞いていただきますと、この自治体に与える影響が非常に大きかったということになってきます。そして、また今回、国の制度が始まりますと、また3歳から5歳、第1子ですね、このニーズがまた爆発的に増えていくんじゃないかということが、これも想定ではありますけども言えるのではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。先行自治体でございます明石市のこういった状況につきまして、本町で把握をなされているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 所得制限を設けず第2子以降の保育料の無償化を明石市さんは実質、先行実施されたということで、子育て世代からの反響が想定以上にあり、入所希望者が予測を大きく上回り、結果として待機児童がさらに増大したというように思っております。さらに施設整備は保育士確保が迫っている状況が生じると考えております。

無償なら子どもを預けて働きたいと考える保護者が増加する可能性が大きく、今後、全国で無償化が実施されれば、自治体の状況により異なる部分があるかと思いますが、全国でも同様の問題が発生する可能性があると考えております。

三輪一朝議員 やっぱり本町も相当大変なことだろうというふうな認識をされてるんだろうと思います。

そして、本町の受け入れ人数とかキャパシティのことについてになるんですが、本町の町立認定こども園の運営規定がございまして、この第2条におきましては、町内の4つの園ですね、田原、八千種、福崎、高岡のこの園につきまして、1号認定から3号認定のそれぞれの利用定員が定められてございます。この本町の4園につきまして、利用定員とはまた別に認可定員というものもあるんですが、この数値につきまして同一であるのか、また異なっているのかにつきまして、お尋ねいたします。また、本町にございます私立2園、姫学、またサルビアにつきましてはどうでしょうか。

学校教育課長 本町の公立の認定こども園４園、それから私立の２園ともに認可定員と利用定員の数値は同一というふうになっております。これは、内閣府からの自治体向けの質疑応答集の中で利用定員は認可定員に一致させることを基本とするというふうになっていること、また兵庫県からの指導もそのようになされておりましたので、そのようになっています。

三輪一朝議員 そうしましたら、認可定員と利用定員が全く同数だということとなりますと、次の本町の３歳児から５歳児の受け入れ状況がどうかということになってくるんですが、本町におきまして町立、私立の３歳児から５歳児との１号及び２号認定ですね、この入園者数と本町住民基本台帳の３歳児から５歳児の人口につきましては、ほぼ同数ではないかと思えます。１００％に近いものではないかと思っております。

ということで、明石市のように３歳児から５歳児の受け入れ人数、希望者の大幅に増加をするのではなく、明石のように当然施設の新設などの対応が発生しないというふうに思います。

しかしながら、例えばなんですが、姫路市ですと住民基本台帳のゼロ歳から５歳人口よりも入園者数また認定利用定員が少ないということだそうです。ということで、先行自治体である明石市のように入園を希望される方が増加する可能性が極めて高いのではないかと思っております。よって、その当該自治体、つまり姫路市で受け入れできずに他自治体に入園申し込みが増加するということが考えられるのではないかという、そういった心配もしているところです。

そして、本町の町立認定こども園、運営規定の第３条というものがございまして、入園者を決定するに際しまして、住所地などの基準を示してございます。

一方、本町は姫路市などと播磨圏域連携中枢都市圏の連携協定を締結してございます。現在、目的には圏域の魅力の向上及び住民に安心・快適な圏域づくり等々のそういったサービスの向上などが明記されているようですが、幼児のそういった相互受け入れは明文化されていないように認識してございます。この協定の動向、幼児の受け入れなどが新たにつけ加わることがないのかというふうなことも心配をしているところではあります。本町と姫路市が関連する一部事務組合ですと、姫路市さんの要求が若干変わってきたりとかということも、そんな懸念をするのが私だけではないと思うのですが、当該協定の適用範囲がそういったふうに拡大されて、その中でほかの自治体の住民が本町への入園希望者数が著しく増加した場合などでも、本町の在住者が町内施設の入園を希望する場合につきましては全員が入園できるでしょうか。このことについて、お尋ねをいたします。

学校教育課長 現在も他市町からの委託を受けまして、公立及び私立で受託児として他市町在住の幼児を受け入れを行っているところでございます。これは、選考時に議員おっしゃいました運営規定第３条により選考を行っても、なお空きがある場合に適用しているものでございます。この考え方は他市町においても同様でございまして、平成２７年度から施行されている子ども・子育て支援新制度におきましては、月単位で認定変更や入園が可能で、保護者にとっては便利な制度となっていることから、今後、仮にほかの自治体住民の入園希望が増大した場合でも各自治体の住民さんを優先して入園をしていただくという考え方というのは、同様の取り扱いになっていくと考えております。

議長 一般質問途中でございますが、暫時休憩とりたいと思います。
再開につきましては、１３時からよろしくお願いいたします。



休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分



議長 それでは、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

三輪一朝議員 先ほど課長のほうから認定こども園の運営規定第3条に基づいて住所地の基準というものを遵守をしていくという、そういったご回答を頂戴しました。

そうしましたら、今度、運営に関して必要になってきます保育士のことについてお尋ねをしていきたいんですが、姫路市もいろいろな対策をしようとしてらっしゃるようなんですが、明石市について先ほどまで申し上げてたいろいろな施策をしていらっしゃるから、その中で先ほど問い合わせ前にも申し上げましたように保育士の定着支援金、勤続7年で150万円などということで分析されているようなんですが、そのことで姫路市は明石市に保育士が行ってしまっただけで保育士不足となって、予定をしていた児童数の受け入れができなかったという、そういった分析をしているという、そんな報道もございました。

そういったことが本町にも及ぶものかどうかということになるんですが、本町ではこれまで非正規雇用の保育士と申しますのは採用予定数に届いていない年もあったように記憶しております。その上、この度の3歳児から5歳児の保育料無償化によりまして、いろいろな自治体との保育士の確保合戦といいますか、そういったことで一層保育士の確保が難しくなって、場合によっては本町におきましても保育士不足で利用定員を下回るような受け入れ児童数という、そういったリスクについて心配をしているところです。そういったことで、これまでも採用予定数に満たないという状況があった中で、本町はより厳しくなろうと思われる保育士確保ということで、有効な施策ということはどういうように捉えられていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

学校教育課長 議員おっしゃいますように、ここ数年は臨時保育教諭の募集数に対して応募数が下回っておりまして、不足分をアルバイト保育教諭で補っている状況が続いております。来年度途中からの無償化に伴う入園児童数の変化、増に伴う施設の整備や保育教諭の確保は全国的に大きな課題になってくると考えております。

しかしながら、本町ではいわゆる保育教諭の確保合戦というような形で、例えば賃金を他市町より上回って集めるというような一時的な対応というのは考えておりません。

今年度、子育て世代のニーズを把握するアンケート調査を実施してまいりますが、それらによりまして今後の需要を数字でも把握していきたいと考えております。その上で、保育教諭の確保につきましては、毎年行っている臨時職員等の採用試験など、より多くの方に希望していただけるような検討を重ねてまいりたいと考えております。

三輪一朝議員 特段の対応は考えていないというようなところではあるんですが、何かの保険といいますか、そういったところについても非常に心配をしているところでもあります。具体的な方策など、そういった対策を立てられるのか、またそういった準備も、案としてでも何か持たれているといいのではないかと思います。

そうしましたら、次の質問に移りますが、こういった幼児の保育なりこういったところにつきましては、政府は幼児の人数に対して必要な保育士の人数を定めております。多くの自治体では国基準よりも手厚い保育士の人数配置をしているのはご高承のとおりだとは思いますが、そういった中で、政府は国の基準まで緩和して、その分受け入れられる子どもを増やすことを特に都市圏のほうの自治体に求めているところでもあります。そういった自治体で国の基準並みに引

き下げをしますと、保育士1人当たりの受け入れの定員増ということになりますので、保育の質は低下するということが懸念されることから、多くの自治体やその保育現場というところでは否定的な声が根強いと聞いているところでございます。

先ほど課長は心配していないというふうなところまではお聞きはしなかったんですが、もしということになってくるんですが、本町で採用を予定している保育士数にもし大幅に満たない場合、国の基準並みにそういった1人当たりの基準を緩和するということは、想定をしていらっしゃると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。もし、緩和するとなりますと、保育の質の低下する以外に本町ではどのようなことが懸念されるのかにつきまして、お尋ねをいたします。

学校教育課長 無償化等によりまして入園児童数が増加しても、保育の質の低下は避けなければなりません。町としての配置基準はこれまでの福崎町の歴史、経験のもとに培ってきたものでありまして、基本的に変えることは考えておりませんが、新制度の特徴であります月単位の入園児数の増減という面を考慮して、一時的な対応としては国基準までの配置で対応することも行っております。ただし、運用に当たっては入園児童の状況や成長、配慮が必要な園児の様子などを勘案して、事務的な判断のみにならないよう配慮しているところでございます。

三輪一朝議員 そうしましたら、この度の骨太の方針につきましては、本町につきましては、特段の懸念なりはしていらっしゃるということで、ぜひそれを実現していただくようお願いしていきたいと存じます。

そうしましたら、次の質問に入らせていただきます。

マンション、アパート、またマンスリーアパート等の公費解体リスクの回避についてという、老朽化をしていきますので、そういったマンション等々への対応についてであります。

今日の午前中にも質問がございましたように、空き家問題ということにつきましては、将来的により一層深刻化といいますか、問題になっていくと考えられるのですが、その中で今、余り言われていないようなんですが、マンション、アパート、マンスリーアパートも同じようなことで問題が大きくなるのではないかと考えております。大きな空き家ですので、大きな空き家になりますと余計に大きな問題になりかねないのかなという思いがございます。つまり、費用も大きくなっていくだろうなということになります。ですので、一般の民家は公費解体で空き家条例において定めがあるわけなんです、現状ですとこれらのアパート等々、マンション等々については、最終的には公費の解体という可能性が出てくるのではないかと考えております。その公費解体といいますのは、一般民家と同様ではありまして、所有者あるいはマンションですとその区分所有者とかありますが、こういった人々以外の方々、一般住民も費用を負担しなければならないということになるために、公平性を欠くということになります。

本町内のアパート、あるいはマンションとかを見ますと、築49年、45年を経た物件が存在しており、一部で老朽化も進行しているように思っております。賃貸物件ということでは、新築のときには人気があって入っていただきやすいのですが、一般的には築10年位から入居率が低下するというふうなことなども言われております。

そして、マンスリーアパートの一部ですが、入居状況が悪いということで、建設していった資金の返済も苦慮する場合もあるというふうに聞いております。

こういった建設資金の返済に苦慮されるぐらいですから、解体費用までということになると、とてもしんどいようには感じております。

分譲あるいは賃貸を問わず、収入に余裕のある層につきましては、よりよい条件の物件に移り住んだり、あるいは一戸建てを望まれたりということで移る場合もございます。分譲物件の場合ですと、区分所有者が高齢化するなり高齢者向けの施設に移ったり、また亡くなられたり、そしてその後の相続人が住まない場合もあったりしていったって、後々説明しますが賃貸化が進んでいくということになってきます。

もう一つ、分譲物件のことを申し上げますと、最初から貸す目的で取得する場合もあったり、区分所有者が済まずに賃貸化の割合が高くなると、管理組合というものがあつた場合に管理機能を弱める原因になったりするというふうに聞いております。

また、分譲あるいは賃貸を問わず、立地条件がよい場合などで建て替えたり、再開発ができれば老朽化されるという物件が出にくい、放置されにくいというようなことも考えられます。

今後、こういった福崎町を含めた地方は、住宅需要というものはなかなか伸びにくい、一般的には減るという場合が多いと言われておりますので、立地条件ですとか、その物件の品質が劣る物件には管理が行き届かなくなったり、放置に結びついていくという可能性が高まってまいります。

そういったところからお尋ねをいたします。町内のマンション、アパートのそういった賃貸、分譲の把握はしていращやるのでしょうか。また、建築年とか入居状況など、大まかな状況につきまして把握をしていращやるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 町内のマンションで分譲の物件はないと認識しております。建築確認は特定行政庁であります兵庫県の所管となっておりますが、建築確認の概要書等で調査をすれば、マンション、アパートの建築年度はわかりますが、入居状況までは把握しておらない状況でございます。

三輪一朝議員 大まかなところはつかめるのではないかと、入居状況についてはその作業をしていけば、把握ができるのではないかと思います。

そうしますと、物件の中でまず分譲の場合なんです、当町にはないということなんです、将来的なことになってこようかと思いますが、こういった分譲物件を維持管理していくためには、管理組合をきちんと機能させたり、管理費、修繕の積立金とかをきちんと徴収するために、長期修繕計画を立てたりする必要があります。一方、賃貸物件ですと、所有者が維持管理を確実に行って、その原資となります入居率を高めるということが所有者の資力というものに直結して、イコール維持管理に結びつくことになろうかと思ひます。

こういったこと等で、先進の自治体ではそういった物件の情報を集めている場合もあります。その中でお尋ねをいたします。分譲物件はないということですので、賃貸物件についてお尋ねをしていきます。賃貸物件につきましては、その入居状況、長期修繕状況とか、ほかの自治体が一部でそういった物件の情報の収集を行っているようなんです、本町の考え方についてはどういった認識でいращやるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 賃貸の物件でございますが、福崎町では大手の、例えば大東建託、レオパレス21などがございますが、こういったサブリース会社等が委託を受けて、例えば30年間委託を受けて修繕積み立てをして、将来に当たっていくというような運営が主だと考えております。

また、それ以外の物件につきましても、不動産業を営んでおられる方、会社組織でされている方ということで、そういった物件が多いと考えておりまして、個人の経営のものはかなり少ないと考えております。東京や大阪府など大都市部ではマンションとかこういったアパートの老朽化、問題化してきておりますが、本町ではまず戸建の空き家の対策を優先して考えていきたいと考えております。

三輪一朝議員 当然、今、課長がおっしゃいましたように、一戸建ての対応が優先するということは承知しているところでございます。その賃貸にしろ、これから建つかもしれない分譲の物件にしましても、データを把握しようとしますと、例えば帝国データバンクですとか東京商工リサーチですとか、そういったものでも財務状況等はつかめると思います。精度は落ちるんですが、例えば入居率でも物件干しを見るとか、今、部屋干しも増えていますが、そういったものを見たり、洗濯物を見たりとかとかでもそういった状況がアバウトでもつかめるのではないかと思います。

そういった中で、物件を管理していく賃貸あるいは分譲も問わず、管理をしていっても最終的な経年劣化で建物解体したり、その後、建て替えなりというステップに入る場合が出てきます。分譲物件ですと、区分所有権という関係する法律がございますから、全員一致の必要という厳しく条件がクリアできないと、後の敷地を売却したり建て替えということに結びついていけないという問題も出てまいります。

逆に、そういった中でいろいろな条件をクリアしていっても、土地売却によりまして解体費用を捻出ができないという場合が出てきます。賃貸物件も当然同じなんですが、解体費用を捻出できる物件は都市部などの土地価格が高くて、解体費用を捻出しても、敷地の売却で回収できる場合、そういったことになってこようかと思えます。

一方、本町に目を向けますと、土地の価格は都市部ほどは高くはございません。ですので、敷地売却で解体費用を回収できないということが増えてまいろうかと思えます。ということで、なおさら高層の建物ほどそういったことが困難になってこようかと思えます。ですから、放置をされる危険性が大都市とかと比べますとリスクが高いというふうなことになってきます。

そうしますと、残る方法は解体ということのステップになってまいりますと、全額自己負担ということになりますと、分譲物件あるいは賃貸物件とかも資力等々の問題で難しく、また敷地を再開発をもししたとしても採算が合う場合という条件が非常に考えてくるということに至ります。

それに関連する事項としまして、建て替えということになりますと、容積率ということが問題になるようです。つまり、容積率に余裕がありまして、容積率を割り増すことで従前よりも多くの部屋をつくって売却できたり、賃貸で入居させたりという、そういったことで採算に合う場合ということになってまいります。

本町では、図を見ますと容積率の最大は200%であったように思います。ですので、この容積率の割り増し特例の適用がない限り、本町で建て替えなりということがなかなか難しいように思います。

また、老朽化マンション等、既存の不適合物件といいまして、法改正がなされて従前ではオーケーだったものが建て替えることができなくなった物件を指しますが、こういったものはより一層に建て替えが極めて困難となってくるようです。そういったことで、容積率の割り増し特例につきまして、本町におきましてはこういった適用は可能なかどうか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 老朽化でありますとか、耐震不足のマンションの建て替えを促進するために、マンションの建て替えの円滑化に関する法律の一部を改正する法律が平成26年に施行されております。本町に該当するマンションがあると仮定しますと、同法の規定によりまして、特定行政庁、兵庫県でございますが、の許可によりまして、容積率は緩和することができます。制度上は従前のマンションの容積率の1.5倍程度まで緩和できるとされております。

三輪一朝議員 容積率を1.5倍程度といいましても、なかなかそれも難しいのではないかと思います。ですので、そういった条件を今まで申し上げてきましたけども、解体の責任をその所有者、また区分所有者などが果たしたくてもできないということが出てきた場合に、最終的には行政が取り壊すということの選択肢が最後に残ってしまうというふうなことで思っております。その放置をされるということを食べとめる仕組みというものも必要ではないかと思えます。分譲物件の場合ですと前も申し上げた管理組合を機能させたり、維持修繕に責任を持たせるとか、賃貸物件の場合では資力というものが大切になりますから、所有者に管理の徹底を求めたりとか、そういった諸々のことの要件を具備していくようなスタンスをとっていくということが必要ではないかと思っております。

そういったことを具体的にやっておりますのが東京都の豊島区なんですけど、具体的に動いてらっしゃいます。そういった物件の基本の情報を登録したりとか、あるいは管理規約をきちんと結んでいるかを確認したりとか、入居者名簿をつかんでいるとか等々、10項目以上の管理に関しての情報を自治体のほうに入手できるような仕組みづくりをしていらっしゃいます。

ということで、本町が自治体の費用で解体費用を負担する、また補正予算などすることは当然避けたいのですが、いつの間にかその物件が大変な状況になっていて、にっちもさっちも行かないというふうなことにならないように、公費による解体の防止に結びつく施策をこれから積極的に進めるべきではないのか、今よりも徐々にでも進めていって、そういった適正な状況に持っていきたいということに考えたいと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

まちづくり課長 確かに相続税対策でありますとか、土地の有効活用のために多くのアパートが建築をされておまして、将来的には所有者のいない老朽物件が増える可能性はあります。現在は戸建住宅の空き家対策を進めておりますが、所有者不明の土地の公共的な活用など、国も対策を講じつつあります。今後も国や県の動向に注視をしながら、マンション、アパートについても危険空き家になる前に早目の対策がとれるよう、研究をしてまいります。

三輪一朝議員 私が長々と述べたことになるんですが、その対策につきましても徐々にでも対策を進めていただければ非常に町民のためにもなろうかと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後1時25分